

# 岐阜県公報

## 目次

### 規則

岐阜県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

(出納管理課)

一

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

(同)

一

岐阜県用度事業事務取扱規則の一部を改正する規則

(同)

五九

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

(同)

六九

### 告示

岐阜県会計管理者印及び岐阜県会計管理者事務代理者印の指定に関する告示

(同)

七〇

岐阜県指定金融機関等の指定に関する告示の一部改正

(同)

七〇

号外 (15) 平成十九年四月一日

## 規則

岐阜県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十八号

岐阜県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県証紙条例施行規則(昭和二十五年岐阜県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別記第二号様式の二中「庄審判」を「抄写職審判」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十九号

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

岐阜県会計規則(昭和三十一年岐阜県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「出納長」を「会計管理者」に改める。

目次中「帳簿」を「帳簿等」に、「第二百九条」を「第二百十一条」に改める。

第四条から第七条までを次のように改める。

(出納員の義務)

第四条 出納員は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」といふ。)

第七十条第一項に規定するとおり会計管理者が県の出納その他の会計事務の執行について独立の権限を有していることに鑑み、会計管理者を補助する者又は会計管理者の委任を受けた者として、その職務を適切かつ確実に果たさなければならぬ。

(監督又は検査を行う者の義務)

第五条 法第二百三十四条の二第一項の規定により監督又は検査を行う者は、契約の適正な履行を確保し、又はその受ける給付の完了を確認することにより、当該契約に係る支出が適正に行われるよう、その職務を厳正に果たさなければならない。

第六条及び第七条 削除

第十二条第一項第四号中「経費支出伺い」を「事前決裁書」に改める。

第十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、旅費に係る支出命令については、この限りでない。

第三十六条第一項中「として」の下に「不納欠損整理決議書(第十一号様式の三甲)により」を加え、同項第二号中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」といふ。)」を「法」に改め、同条第二項中「不納欠損整理決議書兼通知書(第十一号様式の三乙)」を「不納欠損整理通知書(第十一号様式の三乙)」に改め、「又は出納員(本庁各課の出納員を除く。)」を削る。

第三十七条の二第二項中「かかる」を「係る」に改める。

第三十八条第一項に次のただし書を加える。

ただし、旅費に係る支出命令は、旅行命令書により行うことができるものとする。

第四十四条第五項中「支払手続きをとったとき」を「支払手続きを行った際必要な場合」に改める。

第四十四条の三第四号中「かかる」を「係る」に改める。

第四十四条の四第三号中「行なう」を「行う」に改める。

第四十九条第一項中「で追給又は返納を要しないもの」を削る。

第五十一条第二項中「かかる」を「係る」に改める。

第五十二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、概算払旅費に係る戻入命令は、旅行命令書により行うことができるものとする。

第六十八条中「(本庁各課の出納員を除く。)」を削る。

第七十条第四項中「支出金調書又は調定決議書、収入金調書及び」及び「それぞれ」を削り、「朱書」の下に「するとともに」、支出金調書又は調定決議書及び収入金調書の摘要欄にその旨を記載」を加える。

第八十四条中「物品取得請求書(第二十七号様式)」を「事前決裁書」に改める。

第八十七条第二項中「第八十九条第四項」を「第八十九条第三項」に、「物品供用等変更調書」を「物品登録内容変更書」に改め、同条第三項中「物品取得請求書」を「事前決裁書」に改める。

第八十八条中「返送しなければ」を「差し戻さなければ」に改める。

第八十八条の二第一項中「物品目別一覧表」を「物品一覧表」に改める。

第八十九条第一項中「により供用主任者を定めて」を「の決裁上において供用主任者を定めるとともに、当該供用主任者が当該物品を受領した旨を確認の上」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、「物品供用等変更調書」を「物品登録内容変更書」に改め、同項を同条第三項とする。

第九十条の見出しを「備品の管理等」に改め、同条第一項中「物品供用者台帳(第三十号様式)及び物品供用別一覧表(第三十号様式の二)」を備え、備品の「を」物品一覧表により備品の「に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前条第三項」を「前条第二項」に、「物品供用等変更調書及び物品供用別一覧表又は物品供用等確認書」を「物品登録内容変更書の決裁をもって物品一覧表」に改め、同項を同条第二項とする。

第九十一条第二項中「かかる」を「係る」に改める。

第九十二条の三中「物品目別一覧表」を「物品一覧表」に改める。

第九十四条第二項中「当該物品に管理換物品送付書(第三十二号様式)を添えて管理換えを受けるべき収支等命令者」を「管理換えを受けるべき収支等命令者」の下に、「当該物品の受領を確認した後」を加え、「するとともに、管理換物品受領書(第三十三号様式)により当該物品の受領を証明」を削り、同条第四項中「及び第一項」を削り、同条に次の一項を加える。

5 収支等命令者は、特定消耗品の管理換えを行う場合は、第二項の規定により特定消

耗品を送付するときは管理換物品送付書(第三十二号様式)を添えるものとし、第三項の規定により特定消耗品を受領するときは管理換物品受領書(第三十三号様式)により当該特定消耗品の受領を証明しなければならない。

第九十八条第三項中「貸し付けた」を「貸し付ける」に、「寄託した」を「寄託する」に、「貸付品・寄託品整理簿(第三十五号様式の一)に所定の事項を記載」を「物品登録内容変更書により当該貸付け又は寄託に係る事項を記録」に改める。

第九十九条第一項及び第三項中「物品処分等調査により」を削る。

第二百二条中「かかる」を「係る」に改める。

第二百二十七条第一項第三号及び第四号中「行なう」を「行う」に改める。

第二百四十七条中「行なつた」を「行つた」に改める。

第二百四十九条第五項中「かかる」を「係る」に改める。

第七章 帳簿 を「第七章 帳簿等」に改める。

第六十二条の見出し中「帳簿」を「帳簿等」に改め、同条第一項中「各号に掲げる帳簿」を「各号に掲げる帳簿等」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 一時借入金(の整理状況を示した帳票

第六十六条(見出しを含む)中「帳簿」を「帳簿等」に改める。

第二百五条の見出しを「(会計管理者及び出納員の事務の引継ぎ)」に改め、同条第一項中「出納員」を「会計管理者又は出納員」に改め、「事務を」の下に「会計管理者にあつては出納事務局長(出納事務局長が欠けているとき及び次項の規定により事務を引き継ぐとき又は第三項の規定により会計管理者に代理して引継ぎを行うときは、出納管理課総括管理監の職を命ぜられた職員)の、出納員にあつては」を加え、「立会」を「立会い」に改め、同条第二項中「本庁各課」を「会計管理者にあつては出納事務局長(出納事務局長が欠けているときは出納管理課長。次項において同じ。)」に、「出納員にあつては本庁各課」に、「引継」を「引継ぎ」に改め、同条第三項中「出納員」を「会計管理者又は出納員」に、「みずから」を「自ら」に、「本庁各課」を「会計管理者にあつては出納事務局長が代理して引継ぎを行い、出納員にあつては本庁各課」に、「直ちに」を「直ちに」に、「立会わせる」を「立ち会わせる」に改め、同条第四項中「引継」を「引継ぎ」に、「現金」を「現金」に、「その他の」を「その他の」に、「帳簿」を「帳簿」に改め、同条第五項中「事務引継ぎ」を「事務の引継ぎ」に改める。

第二百九条を第二百一一条とし、第二百八条を第二百十条とし、第二百七条の次に次

の二条を加える。

(電磁的記録による作成)

第二百八条 この規則の規定又はこの規則に基づき知事が別に定めるところにより作成し、備え付け又は保存することとされている書類等(書類、計算書その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び次条において同じ。)のうち、知事が別に定める電子情報処理組織を利用して行う業務に係るものについては、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成又は保存をもつて、当該書類等の作成、備付け又は保存に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。

2 前項の規定により書類等の作成、備付け又は保存に代えて当該書類等に係る電磁的記録の作成又は保存を行うときは、当該書類等に記載すべき事項を知事が別に定める電子情報処理組織に備えられたファイルに記録する方法によるものとする。

(電子情報処理組織による処理)

第二百九条 この規則の規定又はこの規則に基づき知事が別に定めるところによる書類等の提出若しくは送付又は書類等による通知については、当該書類等が前条第一項の規定により書類等とみなされる電磁的記録で作成されている場合には、知事が別に定める電子情報処理組織を使用する方法により行うものとする。

2 前項の規定により書類等の提出若しくは送付又は書類等による通知が知事が別に定める電子情報処理組織を使用する方法によつて行われたときは、当該書類等の提出若しくは送付又は当該書類等による通知を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出若しくは送付又は通知を受けるべき者に当該書類等又は通知が到達したものとみなす。

別表二中

本庁各課(財政課、法務・情報公開課、行政改革課、職員厚生課、税務課、管財課、総務事務センター、市町村課、情報企画課、研究開発課、国際課、統計課、国体準備事務局、廃棄物対策課、不法投棄監視課、地球環境課、男女参画青少年課、人づくり文化課、人権施策推進課、医療整備課、保健医療課、生活衛生課、薬務水道課、高齢福祉課、障害福祉課、子ども家庭課、国民健康保険課、きぶろランド振興課、商業流通課、企業誘致課

を

本庁各課(財政課、法行政改革課、職員厚生課、総務事務センター、企画課、研究開発課、国体準備事務局、廃棄物監視課、地球環境課、人づくり文化課、医療整備課、保健医療課、薬務水道課、高齢福祉



第2号様式 (第18条、第25条関係)

調定決議書兼収入金調書

第二号様式から第四号様式までを次のように改める。

執行機関					調定決議番号					
取扱機関										
本書のとおり調定してよろしいか。										
本書のとおり収入してください。										
年 月 日										
調定年月日	年	月	日	年度	年度					
納入通知書	発付	年	月	日	会計					
納期限	年	月	日	款						
納 入 者					項					
					目					
					節					
					事業 細事業 主管課					
調定額					内訳件数	件				
納付理由										
摘要										



第3号様式 (第21条関係)

(新)

77 岐阜県 納入済通知書

金額

公 通商社・信用金庫  
加入者 氏名

収納機関 番号	納入 番号	金額	納期限
納入 区分	年度		
33			

銀行機関	年度	決算番号	内収番号	会社	項目	日	領収日付印
区分	年度	決算番号	内収番号	会社	項目	日	
部	事業	課	課	課	課	課	
納入理由							岐阜県会計管理者様
納入者 住所氏名							(収納店) 岐阜県一集中店一会計管理部 図外

岐阜県 原行業税込金受領証

金額

公

金額	納入者氏名
納入番号	
銀行機関	
年度	
決算番号	
内収番号	
会社	
項目	
日	
部	
事業	
課	
課	
課	
領収日付印	
(収納店) 図外	

銀行機関	年度	決算番号	内収番号	会社	項目	日	領収日付印
区分	年度	決算番号	内収番号	会社	項目	日	
部	事業	課	課	課	課	課	
納入理由							岐阜県会計管理者様
納入者 住所氏名							(収納店) 岐阜県一集中店一会計管理部 図外

ここから上を切り離して金額欄にお出しください。

岐阜県 納入通知書兼領収証書


金額

公

納入者住所氏名	金額
納入番号	
銀行機関	
年度	
決算番号	
内収番号	
会社	
項目	
日	
部	
事業	
課	
課	
課	
領収日付印	
(収納店) (納入者) 図外	

銀行機関	年度	決算番号	内収番号	会社	項目	日	領収日付印
区分	年度	決算番号	内収番号	会社	項目	日	
部	事業	課	課	課	課	課	
納入理由							岐阜県会計管理者様
納入者 住所氏名							(収納店) (納入者) 図外

上記の金額を領収しました。

- 備考
- Pay-easy (ペイジー) マーク「」印字がある場合は、上記の金額は、Pay-easy (ペイジー) に対応しているオンラインサービス（Pay-easy (ペイジー) 決済サービス）等を利用し、上記納付場所の窓口で納付してください。
  - Pay-easy (ペイジー) で納付された場合は、領収証書が発行されません。領収証書が必要な場合は、上記納付場所の窓口で納付してください。
  - Pay-easy (ペイジー) がご利用いただけるかどうかは、ご利用の金融機関にお問い合わせください。
- 納付場所
- 岐阜県内の普通銀行、信託銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の本店、支店、支所又は出張所
  - 岐阜県外の十六陸銀行、三井銀行、大井支店及び北陸銀行中津支店

**延滞金計算方法**

納期日限の翌日から納付の日までの日数に、納入金額（1,000円未満の端数があるときはその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。）に年14.6%（納期日の翌日から1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時にあつる日本銀行当座第一項第一号の年7.3%の規定により定められる商業手形の基準利率に年4%の割合を加算した割合を乗じて計算した金額）（従前未納の延滞金に100円未満の端数があるときはこれを切り捨て、算出金額が1,000円未満であるときはその金額に特別の定めがある場合は、その定めるところにより計算した金額によります。

第3号様式の2甲 (第21条関係)

77 岐阜県 納入済通知書

公 通常払込料金  
加入者負担

金額

取納機関 番号	納付 番号	確認 番号
納付 区分	年度	納期限

33

執行機関	領 取 日 付 印
取入区分 取扱機関 主管課 年度 決議番号 内訳番号 会計 款 項 目	岐阜県会計管理者 様
節 細 節 事 業 細 事 業 細 事 業 執行区分	
個別データ	
納付理由	
納入者住所氏名	
(収納店→集中店→会計管理者)	税外

岐阜県  
原符兼払込金受領証  
【放置違反金(納付用)】

公

金額
納入者氏名
納付番号
執行機関
取入区分 取扱機関 主管課 年度 決議番号 内訳番号 会計
款 項 目 節 細 節 事 業 細 事 業 細 事 業 執行区分
納付理由
納期限
領 取 日 付 印
(収納店)
税外

切り取らないで金融機関にお出しくたさい。

切り取らないで金融機関にお出しくたさい。

岐阜県 納入通知書兼領収証書  
【放置違反金(納付用)】

公

納付番号
納入者住所氏名

金額
納期限

上記のとおり納付してください。  
なお、納期限までに納付されないと  
きは、延滞金等を納付していただく  
ことがあります。

印

執行機関
年度
会計
款 項 目
節 細 節
納付理由

上記の金額を領収しました。

領 取 日 付 印
-----------

(収納店→納入者)

税外

納付場所	(1) 岐阜県内の普通銀行、信託銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の本店、支店、支所又は出張所
	(2) 岐阜県外の十六銀行及び大垣共立銀行の支店、北陸銀行中村支店並びにみずほ銀行、三菱東京UFJ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店

延滞金の計算方法
納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、納入金額(1,000円未満の端数があるとき又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。)に年14.5%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25%)の割合を乗じて計算した金額(延滞金の算出金額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨て、算出金額が1,000円未満であるときはその金額を切り捨てる。)

お知らせ
------

第3号様式の2乙 (第21条関係)

77 岐阜県 納入済通知書

公 通常払込料金 加入者負担

金額

取納機関番号	納付番号	確認番号
納付区分	年度	納期限

33

執行機関	額 取 日 付 印										
取入区分	取扱機関	主管課	年度	決議番号	内訳番号	会計	款	項	目	節	細
個別データ											
納付理由											
納入者住所氏名											
岐阜県会計管理者様											
(収納店→集中店→会計管理者) 税外											

岐阜県 原符兼払込金受領証 公 【放置違反金(仮納付用)】

金額											
納入者氏名											
納付番号											
執行機関											
取入区分	取扱機関	主管課	年度	決議番号	内訳番号	会計					
款	項	目	節	細	節	事業	細	事業	細	事業	執行区分
納付理由											
納期限											
額 取 日 付 印											
(収納店) 税外											

切り取らないで金融機関にお出してください。

岐阜県 納入通知書兼領収証書 【放置違反金(仮納付用)】

公

納付番号
納入者住所氏名

金額
納期限

上記のとおり納付してください。 注意 納期限経過後は納付できません。

執行機関
年度
会計
款
項
目
節
細
節
納付理由

上記の金額を領収しました。

額 取 日 付 印
-----------

(収納店→納入者) 税外

- 納付場所
- (1) 岐阜県内の普通銀行、信託銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の本店、支店、支所又は出張所
  - (2) 岐阜県外の十六銀行及び大垣共立銀行の支店、北陸銀行中村支店並びにみずほ銀行、三菱東京UFJ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店

お知らせ



第3号様式の2丙 (第21条関係)

77 岐阜県 納入済通知書

公 通常払込料金  
加入者負担

金額

取納機関番号 納付番号 確認番号  
納付区分 年度 納期限

33

執行機関 領収日付印  
取入区分 取扱機関 主管課 年度 決議番号 内訳番号 会計 款 項 目  
節 細 節 事業 細事業 細+事業 執行区分 個別データ  
納付理由  
納入者住所氏名  
岐阜県会計管理者 様  
(収納店→集中店→会計管理者) 税外

岐阜県  
原符兼払込金受領証 公  
【放置違反金(延滞金用)】

金額  
納入者氏名  
納付番号  
執行機関  
取入区分 取扱機関 主管課 年度 決議番号 内訳番号 会計  
款 項 目 節 細 節 事業 細事業 細+事業 執行区分  
納付理由  
納期限  
領収日付印  
(収納店) 税外

切取り取らないで金融機関にお出してください。

切取り取らないで金融機関にお出してください。

岐阜県 納入通知書兼領収証書  
【放置違反金(延滞金用)】

公

納付番号  
納入者住所氏名

金額  
納期限

上記のとおり納付してください。

印

執行機関  
年度  
会計  
款 項 目  
節 細 節  
納付理由

上記の金額を領収しました。

領収日付印

(収納店→納入者) 税外

- 納付場所 (1) 岐阜県内の普通銀行、信託銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の本店、支店、支所又は出張所  
(2) 岐阜県外の十六銀行及び大垣共立銀行の支店、北陸銀行中村支店並びにみずほ銀行、三菱東京UFJ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店

お知らせ

第4号様式 (第21条関係)

77 岐阜県 納入済通知書

金額	
公 通定支払料金 納入者負担	

収納票 区分	年 度	納付 番号	種別 番号
-----------	-----	----------	----------

33

銀行機関	取扱機関	主 管 課	年 度	決算番号	内訳番号	公 計	款 項	目
部	細 部	事 業	種 別	課 目	種 別	種 別	種 別	種 別
納入理由								
納入者 住所氏名								
(収納店) 岐阜県会計管理事務所 (税外)								

岐阜県 原付兼払込金受領証

金額	
公 納入者住所氏名	

金額	
納入者氏名	
納付番号	
銀行機関	
取扱機関	
主 管 課	
年 度	
決算番号	
内訳番号	
公 計	
款 項	
目	
種 別	
種 別	
種 別	
種 別	
納入理由	
領収日付印	
(収納店) 税外	

銀行機関	取扱機関	主 管 課	年 度	決算番号	内訳番号	公 計	款 項	目
部	細 部	事 業	種 別	課 目	種 別	種 別	種 別	種 別
納入理由								
領収日付印								
(収納店) 税外								

岐阜県 納付書兼領収証書


金額	
公 上記のとおり納付します。	

納付番号	
納入者住所氏名	

銀行機関	年 度	公 計	款 項	目	種 別	種 別	種 別	種 別
納入理由								
領収日付印								
(収納店) 納入者 (税外)								

この欄を上を切り離して金融機関にお出しください。

上記の金額を領収しました。

- 備考
- Pay-easy (ペイジー)「」印字がある場合は、上記の金融機関のPay-easy (ペイジー) に対応しているインターネットバンク等から引き落とし等によりお支払いが可能です。
  - Pay-easy (ペイジー) で納付された場合は、領収証書が発行されません。領収証書が必要な場合は、上記納付場所の窓口で納付してください。
  - Pay-easy (ペイジー) がご利用いただけるかどうかは、ご利用の金融機関にお問い合わせください。

- 納付場所
- 岐阜県内の普通銀行、信託銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の本店、支店、支所又は出張所
  - 岐阜県外の十六銀行及び大垣共立銀行の支店、三菱東京UFJ銀行大田支店並びに北陸銀行中村支店

第八号様式中「第8号様式」を「第8号様式(第27条関係)」に、「岐阜県出納長」を「岐阜県会計課長」に改める。  
第十号様式及び第十一号様式を次のように改める。

第10号様式 (第31条関係)

77 岐阜県 領収済通知書

払込者氏名

金額
現金払込書 番号

33

執行機関	取扱機関	主管課	年度	決算番号	内訳番号	科目	項目	領収日付印
収入区分	取扱機関	主管課	年度	決算番号	内訳番号	科目	項目	
領	細目	事業	種別	業種	種別	科目	項目	
払込目的								領収日付印

(収納店→集中店→会計管理者) 署名

岐阜県会計管理者様

公

岐阜県 現金払込書

岐阜県指定金融機関  
岐阜県指定代理金融機関  
岐阜県収納代理金融機関

金額
現金払込書 番号
払込者氏名

執行機関	取扱機関	主管課	年度	決算番号	内訳番号	科目	項目	領収日付印
収入区分	取扱機関	主管課	年度	決算番号	内訳番号	科目	項目	
領	細目	事業	種別	業種	種別	科目	項目	
払込目的								領収日付印

(収納店) 署名

署名

公

岐阜県 領収証書

払込者氏名

金額
現金払込書 番号

執行機関	取扱機関	主管課	年度	決算番号	内訳番号	科目	項目	領収日付印
収入区分	取扱機関	主管課	年度	決算番号	内訳番号	科目	項目	
領	細目	事業	種別	業種	種別	科目	項目	
払込目的								領収日付印

(収納店→輸入物) 署名

署名

公

上記の金額を領収しました。

ここから上を切り離して金融機関にお出しください。

第11号様式甲 (第33条関係)

### 郵便はがき



□	□	□	-	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---	---

[住 所]

[氏 名] 様

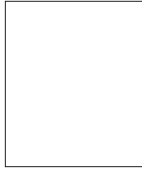
督 促 状		第 号
年 度		
金 額		
納付目的		
指定納期限	年 月 日	
<p>上記の金額は、納期限 ( 年 月 日 ) までに完納されておられませんので、至急納入してください。なお、納入される時は納入通知書に記載したところにより計算した延滞金を納入してください。</p> <p>1 この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。この場合において、上記1の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起しなければなりません。ただし、次のイからハまでのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>イ 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき</p> <p>ロ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき</p> <p>ハ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき</p> <p>3 上記2の訴訟において、被告とすべき者は岐阜県で、岐阜県を代表する者は岐阜県知事です。</p> <p>年 月 日 収支等命令者 氏 名 印</p> <p>(取扱機関 )</p>		

備考 この様式は、公法上の債権に関する歳入について使用すること。

用紙規格 はがき大

第11号様式乙 (第33条関係)

### 郵便はがき



□	□	□	-	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---	---

[住 所]

[氏 名] 様

督 促 状		第 号	
年 度			
金 額			
納 付 目 的			
指 定 納 期 限	年 月 日		
<p>上記の金額は、納期限 ( 年 月 日 ) までに完納されておられませんので、至急納入してください。</p> <p>なお、別に契約等で違約金、遅延利息が定めてあるときは、その率又は額により計算した金額を納入してください。</p>			
年 月 日		収支等命令者	氏 名 印
(取扱機関		)	

備考 この様式は、私法上の債権に関する歳入について使用すること。

用紙規格 はがき大



第11号様式の2 (第35条関係)

戻 出 金 調 書

執行機関		戻出命令番号	
------	--	--------	--

取扱機関			
------	--	--	--

本書のとおり戻出してください。

年 月 日

戻出命令年月日	年 月 日	年 度	年度
---------	-------	-----	----

審査確認年月日	年 月 日	会 計	
---------	-------	-----	--

支払(予定)日	年 月 日	款 項	
---------	-------	-----	--

受取人		目 節	
-----	--	-----	--

支払方法		事 業	
------	--	-----	--

調定決議番号		細事業	
--------	--	-----	--

戻出命令額		内訳件数	件
-------	--	------	---

支払内容

摘 要	
-----	--



第十一号様式の二(備考以外の部分に限る。)を次のように改める。

第十一号様式の二備考第一号及び第三号中「庄」を「庄」に改め、同様  
式備考第四号を削る。

第十一号様式の三及び第十一号様式の四を次のように改める。



第11号様式の3乙 (第36条関係)

不納欠損整理通知書

執行機関		不納欠損整理番号	
取扱機関		調定決議番号	
本書のとおり不納欠損整理したので通知します。			
年 月 日			
整理決定年月日	年 月 日	年 度	年 度
調定年度	年 度	会 計	
調定年月日	年 月 日	款 項	
納 期 限	年 月 日	目 節	
納 入 者		事 業	
		細事業	
		主管課	
不納欠損整理額		内訳件数	件
整理理由			
摘 要			



第十一号様式の五中  
「知 事 (徴収事務委任者) 様  
出納長 (出 納 員) 様」を  
「知 事 (徴収事務委任者)  
会 計 管 理 者 (出 納 員)  
様」に改める。

第十二号様式 (備考以外の部分に限る。) を次のように改める。





第十二号様式備考第一号を次のように改める。

1 1回の支出命令でその支出金額が4千万円以上の支出の場合には、「資金残高(小口)円」は「資金枠番号」となるものであること。

第十一号様式備考第一号及び第二号中の「出納長」を「会計管理者」と改める。

第十三号様式中「岐阜県出納長」を「岐阜県会計管理者」と改める。

第十四号様式中「5千円」を「5千円」とし、「岐阜県出納長」を「岐阜県会計管理者」と改める。

第十四号様式中「5千円」を「5千円」とし、「岐阜県出納長」を「岐阜県会計管理者」と改める。

第十四号様式中「5千円」を「5千円」とし、「岐阜県出納長」を「岐阜県会計管理者」と改める。

第十四号様式の二(備考以外の部分に限る。)を次のように改める。

第14号様式の2 (第43条関係)

年度	支払明細書(会計別)	作成日	年月日	ページ
様		支払日	年月日	

岐阜県会計管理者 印

会計名	歳出(円)	歳入(戻出)(円)	合計額(円)	備考
総合計				
一般会計				
特別会計				
歳入歳出外現金				

第十四号様式の三(備考以外の部分に限る。)を次のように改める。

第14号様式の3 (第43条関係)

	年度	支払方法別明細書 ( )	作成日	年 月 日	ページ
様					

支払日	年 月 日
備考	

支払方法	件数(件)	金額(円)	備考
口座振替 [ 出納員口座振替 ] (うち自動口座振替) [ その他 ] [ 支店納付書 ] [ 本行納付書 ] [ 他 ] [ 証 ] [ 払 ] [ 地 ] [ 振 ] [ 込 ]			
計			
個別システム			
合 計			

第十五号様式(備考以外の部分に限る。)を次のように改める。

第15号様式 (第43条の2関係)

年度	金額	氏名	表	作成日	年月日	ページ
様				振替日	年月日	日

岐阜県会計管理者 印

執行機関 - 年度 - 支出命令番号 コード	受 取 人		送金額(円)	控除額(円)	総支給額(円)	支払場所	備考
	住 所	氏 名					
執行機関名							

納 括 店 出 納 印
-------------

第十五号様式の二中「岐阜県庁総務」を「岐阜県会計管理者」と改める。  
第十五号様式の三から第十八号様式の二までを次のように改める。

第15号様式の3（第44条関係）

郵便はがき

様

〒500 8570 岐阜市藪田南2 1 1  
岐阜県会計管理者（出納員）  
（取扱機関名）

年 月 日

### 口座振替案内書

振込先	
口座	
金額	
振込銀行	
支払内容	
支払コード	
債権者コード	

上記のとおり振替の手続きをしました。

用紙規格 はがき大



第16号様式 (第45条関係)

前 渡 金 調 書

執行機関		前渡金調書番号	
取扱機関		事前決裁番号	
件 名			
金 額			
内訳金額 (円)			今回所要額
			現在残額
			差引請求額
備 考	現在残額の内訳 前月からの繰越額 本月中の受入額 本月中の回収額		
摘要			
上記のとおり請求します。 年 月 日			
請求者 資金前渡職員			
印			

備考 紙により作成する場合には、資金前渡職員の記名押印が必要であること。

第17号様式 (第48条関係)

支 払 精 算 調 書 ( 年 月分)

執行機関		精算番号	
取扱機関			
本書のとおり精算してよろしいか。			
年 月 日			
精算年月日	年 月 日	執行区分 支払区分	資金前渡
受取人		年度 会計 款 項 目	年度
資金前渡職員	下記のとおり精算します。 年 月 日  印	事業 細事業 細々事業 節 細 節	
元受額	前月からの繰越額	科目内訳件数	件
	本月中の受入額	事前決裁番号	
支払精算額	本月中の支払額		
	本月中の回収額		
本月中の戻入額			
残額 - ( - ) -			
摘要			



備考 紙により作成する場合には、資金前渡職員の記名押印が必要であること。

第18号様式 (第48条関係)

精 算 調 書

執行機関		精算番号	
取扱機関			
本書のとおり精算してよろしいか。			
年 月 日			
精算年月日	年 月 日	執行区分 支払区分	資金前渡
受 取 人		年度 会計 款 項 目	年度
資金前渡職員	別紙関係書類を添えて精算します。 年 月 日 印	事業 細事業 細々事業 節 細 節	
精 算 額		科目内訳件数	件
受 領 済 額		事前決裁番号	
戻 入 済 額			
精 算 残 額			
摘 要			



備考 紙により作成する場合には、資金前渡職員の記名押印が必要であること。



口座座名

年度	年月日	氏名	支出科目	前渡金額		計	精算			戻入		收支等命令署名	備考	
				前回 精算 残高	今回 前渡 高		精 高	残 高	年月 日	出納 審査 印	戻 入 額			収納 年月 日
資金前渡等 簿記														
機 関 名														

- 備考
- 紙により資金前渡等記録簿を作成する必要がある場合は、この様式を使用すること。
  - 継続資金前渡の場合にあつては、資金前渡職員ごとに口座を設けて記録すること。
  - 支出事務の委託をした場合には、本簿に口座を設け、必要事項を記録すること。
  - 収支等命令者は、資金前渡職員に支払われた前渡資金の精算又は戻入が完了したことを確認のうえ、収支等命令者署名欄に署名すること。
  - 本庁各課にあつては、出納員審査印欄は、出納管理課出納員が押印すること。
  - この帳簿の記載に当たつては、別に示す記載例を参照すること。

第十八号様式の三中

出納 長	副出 納長	出納事務局出納管理課			部	
		課長 補佐	係長	係員	主任	課長 補佐

会計管理  
者

出納 事務 局長	出納事務局出納管理課			部	
	課長			主任	課長

課 名		主任

第十八号様式の四の次にあつては、





第19号様式 (第67条関係)

公 金 振 替 支 出 金 調 書

第十九号様式(備考以外の部分に限る。)を次のように改める。

執行機関		支出命令番号	
取扱機関			
本書のとおり振替支出してください。			年 月 日
支出負担行為整理日	年 月 日	執行区分	
振替支出命令日	年 月 日	年度 会計 款 項 目 事 業 細 事 業 細 々 事 業 節 節 細 節	年度
審査確認年月日	年 月 日		
振替(予定)日	年 月 日		
振替先			
振替先内訳件数	件	科目内訳件数	件
振替支出命令額		事前決裁未執行額 戻し処理額	円
支払内容 別紙公金振替通知書のとおり			
摘 要			

第十九号様式備考第一号及び第二号中「庄」を「野」に改め、同様式備考第三号を削る。

第二十号様式甲（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。



第二十号様式甲備考第一号を削り、同様式備考第二号中「**田舎**」を「**合計**」に改め、同号を同様式備考とする。  
第二十号様式乙（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。



第二十号様式乙備考第一号を削り、同様式備考第二号中「田舎町」を「会計課監督」に改め、同号を同様式備考とする。  
第二十一号様式を次のように改める。

第21号様式 (第69条関係)

年度	公金振替書兼振替済通知書 ( )	作成日 年 月 日	ページ
----	------------------	-----------	-----

様

振替日 年 月 日

岐阜県会計管理者 印

歳 入 (A)	入 (円) 戻 出 (B)	会 計 総 合 計	歳 出 (円)	
			戻 入 (C)	払 出 (D)
		一 般 会 計 税 外 計		
		特 別 会 計		
		歳入歳出外現金		

A - B - D + C =

振替済印

第二十三号様式から第二十七号様式までの次のように改める。

第23号様式から第27号様式まで 削除

第二十九号様式甲 (備考以外の部分に限る。) を次のように改める。





第二十九号様式甲備考第一号中「一般備品及び一般動物」を「一般備品及び特定備品並びに一般動物及び特定動物」に改め、同様式備考第三号中「余白」を「備考欄」に改め、同様式を第二十九号様式とし、第二十九号様式乙を削る。

第二十九号様式の二甲（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。



第二十九号様式の二甲備考第一号中「一般備品及び一般動物」を「一般備品及び特定備品並びに一般動物及び特定動物」に改め、同様式備考第二号中「売却等予定先欄」を「売却等先」に改め、同様式備考第三号を次のように改める。

3 特定消耗品の処分をする場合には、この様式に準じて作成すること。

第二十九号様式の二甲備考第四号及び第五号を削り、同様式を第二十九号様式の二とす。第二十九号様式の三を削る。

第二十九号様式の三甲を次のように改め、同様式を第二十九号様式の三とする。

第29号様式の3甲 (第87条関係)

物 品 登 録 内 容 変 更 書

[ ]

執行機関		整理番号	
取扱機関		年 度	年度
本書のとおり変更してよろしいか。			年 月 日
変更年月日	年 月 日		
物品固有番号			
品目コード			
品目名			
変更理由			

【供用変更】

	変 更 前	変 更 後	変 更 数 量
供用状況(数量)			
供用状況補足			
所在場所			
使用目的			

【内容変更】

	変 更 前	変 更 後
取得年月日		
出納理由		
重要物品区分		
品名・規格等		
取得先コード		
取得先		
取得価格		
補助金種別		
備考 1		
備考 2		
備考 3		


備考 この様式は、一般備品及び特定備品並びに一般動物及び特定動物の供用者変更等をする場合に使用すること。

第29号様式の4甲 (第87条関係)

物 品 管 理 換 調 書 (送 付)

[ ]

執行機関		整理番号	
取扱機関		年 度	年度
本書のとおり管理換してよろしいか。			年 月 日
管理換先機関		管理換年月日	年 月 日

物品固有番号		品 目 名				
品目コード		品名・規格等				
供用状況			数 量		取得価格	円
備 考 1						
備 考 2			備 考 3			


- 備考 1 この様式は、一般備品及び特定備品並びに一般動物及び特定動物の管理換えをしようとする場合に使用すること。
- 2 特定消耗品の管理換をする場合には、この様式に準じて作成すること。

第二十九号様式の三乙を削り、第二十九号様式の四甲を次のように改め、同様式を第二十九号様式の四とする。

第29号様式の5甲 (第87条関係)

物 品 管 理 換 調 書 (受 領)

[ ]

執行機関		整理番号	
取扱機関		年 度	年度
本書のとおり受領します。			年 月 日
管理換元機関		管理換年月日	年 月 日

物品固有番号		品 目 名				
品目コード		品名・規格等				
重要物品区分		数 量		取得価格		円
供用状況		取得年月日	年 月 日			
使用目的		取 得 先				
所在場所		補助金種別				
備 考 1						
備 考 2		備 考 3				


第二十九号様式の四乙を削り、第二十九号様式の五甲（備考以外の部分に限る。）を  
 次のように改める。

第二十九号様式の五甲備考第一号中「一般備品及び一般動物」を「一般備品及び特定備品並びに一般動物及び特定動物」に改め、同様を標準仕訳11号を次のように改める。

2 特定消耗品の管理換をする場合には、この様式に準じて作成すること。

第二十九号様式の五甲備考第三号を従って、同様を標準仕訳12号を次のように改める。

第二十九号様式の五乙を従って。



第二十九号様式の六中



第二十九号様式の八を次のように改める。





第三十号様式から第三十一号様式までのものを改正する。  
 第30号様式及び第31号様式 削除  
 第三十一号様式甲を次のように改正する。回数は第三十一号様式をいう。

第32号様式甲 (第94条関係)

管 理 換 物 品 送 付 書

[特定消耗品]

次の物品を送付します。  
 現品を受領されたときは、直ちに受領書を送付してください。  
 年 月 日

送 付	機 関 年 度	年 度
	整理番号	

受 領	執行機関	取 得 価 格
品 目 名		円

備考 この様式は、特定消耗品の管理換を行う場合に使用すること。

第三十二号様式乙を削り、第三十三号様式甲を次のように改め、同様式を第三十三号様式とする。

第33号様式甲 (第94条関係)

管 理 換 物 品 受 領 書

[特定消耗品]

次の物品を受領しました。

年 月 日

受 領	機 関 年 度 整 理 番 号	年 度
送 付	機 関 年 度 整 理 番 号	年 度

品 目 名	取 得 価 格 円

備考 この様式は、特定消耗品の管理換を行う場合に使用すること。

第三十三号様式乙を削り、第三十五号様式を次のように改める。

第35号様式（第96条関係）

一般物品用

品 目 ( ) 物品固有番号 取得年月日	<b>備品整理票</b>	岐阜県
----------------------------------	--------------	-----

寄付備品用

寄付 品 目 ( ) 物品固有番号 取得年月日	<b>備品整理票</b>	岐阜県
--	--------------	-----

借入備品用

借入 品 目 ( ) 物品固有番号 取得年月日	<b>備品整理票</b>	岐阜県
--	--------------	-----

用紙規格 縦25.4mm 横53.3mm

第三十五号様式乙の二を削る。

第三十九号様式甲（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

## 第39号様式甲 (第122条関係)

## 検 査 調 書

執行機関		検査調書番号	
取扱機関		事前決裁番号	
件 名(品名)			
契約内容 (品質、形状、寸法)			
数 量			
履行期限(履行期間)			
検査対象期間			
給付を完了した旨の通知を受けた日	年 月 日		
検 査 場 所			
検 査 日	年 月 日		
契約の相手方住所氏名			
立会人	相 手		
	県 職 員		
検 査 意 見			
上記のとおり検査しました。			
年 月 日			
検査者氏名			

第三十九号様式甲備考第二号中「検査者の氏名欄は、署名」を「紙により作成する場合は、検査者氏名の欄は署名」に改める。

第四十一号様式甲		課長	課長補佐	係長	係員	主任	課長	管理監
----------	--	----	------	----	----	----	----	-----

係長	係員	主任	秘	課長				主任	課長
----	----	----	---	----	--	--	--	----	----

			主任	に改める。
--	--	--	----	-------

第四十一号様式の三中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第四十一号様式甲		「岐阜県出納長」を「岐阜県会計管理者」に		課長	課長補佐
----------	--	----------------------	--	----	------

係長	係員	主任	課長	管理監	係長	係員	主任	秘	課
----	----	----	----	-----	----	----	----	---	---

長			主任	課長				主任
---	--	--	----	----	--	--	--	----

第四十三号様式（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

第43号様式 (第162条関係)

出 納 主 計 簿

年度

年 月

会 計 名	予 算 額	収 入 額			支 出 済 額			差 引 残 額		
		県 A 円	統 轄 店 C 円	不 突 合 額 A-C 円	県 B 円	統 轄 店 D 円	不 突 合 額 B-D 円	県 歳 計 残 額 A-B=E 円	統 轄 店 現 在 額 C-D=F 円	残 額 E-F 円
總 計	円									
一 般 会 計										
特 別 会 計										
歳入歳出外現金										

第四十五号様式から第五十一号様式およびそれ次のうち23号を除く。  
第45号様式から第51号様式まで 削除

第五十三号様式から第五十五号様式およびそれ次のうち23号を除く。

第53号様式 (第162条関係)

年度 年 月 歳 入 歳 出 外 現 金 個 別 表

作成 年 月 日 ページ

--	--	--	--	--	--

執行機関	科 目	受 入 月 日	収支等決議番号			内 訳 番 号	業 務 区 分	摘 要	受 入 額 円	払 出 額 円	残 額 円
			受 入	払 出	更 正						
	細 区 分 名 称										
	区 分										

備考 紙により供覧を行う場合は、表右上の決裁欄に押印を行うこと。

第54号様式 (第162条関係)

年度	年	月分	税 外 収 入 個 別 表
----	---	----	---------------

作成	年	月	日	ページ

執行機関	款 項 目 節	専 細 業 業	経 理 主 管 課 長	決 議 等 号	内 訳 番 号	業 務 区 分	決 議 等 年 月 日	債 務 者 (納 付 理 由)	調 定 額 円	収 入 済 額 円	不 納 欠 損 額 円	収 入 未 済 額 円	収 納 日	納 期 限	督 促 状 発 行	合 計		

備考 紙により供覧を行う場合は、表右上の決裁欄に押印を行うこと。



第55号様式 (第162条関係)

年度 年 月分 支出 個別表

作成 年 月 日 ページ

執行機関	款項目	事業	細々事業	細節	決議番号	内訳番号	業務区分	決議等年月日	債権内容(支払内容)	配当令達等残A 円	事前決裁額B 円	支出為負担額C 円	支出命令額 円	支出済額 円	残額	
															A-B 円	A-C 円

備考 紙により供覧を行う場合は、表右上の決裁欄に押印を行うこと。

を

岐阜県

### 税 外 収 納 日 計 表

書類区分 **40** 注意 この用紙は、直接機械読み取りをしますので汚したり、折り曲げたりしないでください。

手 書 文 字 例 **0 1 2 3 4 5 6 7 8 9**

収納金融機関コード	年	月	日	収納コード
□□□□□□□□	□□	□□	□□	□□□□□□□□
収納件数	収納金額 (¥マークは記入しない)			
□□□□□□ 件	□□□□□□□□□□□□□□ 円			
取 納 金 融 機 関 名		担 当 者 名		

作成年月日            年    月    日

- この日計表は、県税収入以外の領収済通知書等に基づいて作成してください。
- この日計表は、徴収金又は収納金を収納した日に必ず作成してください。
- 年月日が1桁の場合には、頭に0を入れて2桁ずつ記入してください。
- 収納コードは、収納年月日と作成年月日が相違するときに記載し、締後のときは1、その他(証券納付を含む)は5を記載してください。

(収納店→集中店)

岐阜県

### 税 外 収 納 日 計 表 (控)

収納金融機関コード	年	月	日	収納コード
□□□□□□□□	□□	□□	□□	□□□□□□□□
収納件数	収納金額 (¥マークは記入しない)			
□□□□□□ 件	□□□□□□□□□□□□□□ 円			
取 納 金 融 機 関 名		担 当 者 名		

作成年月日            年    月    日

(収納店)

**41** 岐阜県

### 税 外 収 納 日 計 表

注意 この用紙は、直接機械読み取りをしますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

手 書 文 字 例 **0 1 2 3 4 5 6 7 8 9**

収納金融機関コード	年	月	日	収納コード
□□□□□□□□	□□	□□	□□	□□□□□□□□
収納件数	収納金額 (¥マークは記入しない)			
□□□□□□ 件	□□□□□□□□□□□□□□ 円			
取 納 金 融 機 関 名		担 当 者 名		

作成年月日            年    月    日

- この日計表は、県税収入以外の領収済通知書等に基づいて作成してください。
- この日計表は、徴収金又は収納金を収納した日に必ず作成してください。
- 年月日が1桁の場合には、頭に0を入れて2桁ずつ記入してください。
- 収納コードは、収納年月日と作成年月日が相違するときに記載し、締後のときは1、その他(証券納付を含む)は5を記載してください。

(収納店→集中店)

岐阜県

### 税 外 収 納 日 計 表 (控)

収納金融機関コード	年	月	日	収納コード
□□□□□□□□	□□	□□	□□	□□□□□□□□
収納件数	収納金額 (¥マークは記入しない)			
□□□□□□ 件	□□□□□□□□□□□□□□ 円			
取 納 金 融 機 関 名		担 当 者 名		

作成年月日            年    月    日

(収納店)

縦1片縦182mm 横89mm

を「1片縦114.3mm 横125mm」に改める。  
 第六十七号様式の中に「経営管理部税務課」と「総務部税務課」に改める。  
 第六十七号様式中「経営管理部税務課」と「総務部税務課」に「岐阜県出納長」と「岐阜県会計管理者」に改める。  
 第六十七号様式の中に「岐阜県出納長」と「岐阜県会計管理者」に改める。  
 第六十八号様式及び第六十九号様式を次のように改める。  
 第六十八号様式及び第六十九号様式を削除

第六十九号様式中「表面に記載する県の機関に属する出納長（出納員）が地方自治法施行令第165条第1項の規定により」と「地方自治法施行令第165条第1項の規定により会計管理者又は表面に記載する県の機関に属する出納員」に改め、同様様式第一号中「出納長」と「会計管理者」に改める。  
 第六十九号様式中「岐阜県出納長」と「岐阜県会計管理者」に改める。

第六十九号様式中「納入通知書（納付書）」に改める。

納入通知書（納付書）	(A)		
うちMPN収納分			

第八十四号様式及び第八十六号様式中「岐阜県出納長」と「岐阜県会計管理者」に改める。  
 第八十七号様式中「経営管理部税務課」と「総務部税務課」に改める。  
 第八十八号様式中「岐阜県出納長」と「岐阜県会計管理者」に改める。  
 第九十二号様式中「岐阜県出納長又は出納員」と「岐阜県会計管理者又は出納員」に「岐阜県出納長及び出納員」と「岐阜県会計管理者又は出納員」に改め、同様様式第一号中「出納長」と「会計管理者」に改める。  
 第九十三号様式及び第九十四号様式中「岐阜県出納長」と「岐阜県会計管理者」に改める。

第九十四号様式中「職氏名」と「氏名」に改め、  
 「所属名」に「昭和 年 月 日」と改め、  
 「月 日」に改める。

第九十六号様式第一号中「出納長」と「会計管理者」に改める。  
 第九十七号様式中「（出納長）」「（会計管理者）」に改める。



附 則

（施行期日）  
 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第八十七条第二項、第八十八条の二第一項、第八十九条、第九十条、第九十二条の三、第九十四条第二項から第四項まで、第九十八条第三項、第二十九号様式から第二十九号様式の五まで、第二十九号様式の八、第三十五号様式及び第三十五号様式の二の改正規定は、平成十九年六月四日から施行する。

（経過措置）  
 2 この規則（「出納長」と「会計管理者」に改める部分並びに第四条、第五条及び第二十五条の改正規定を除く。）による改正後の岐阜県会計規則の規定は、平成十九年度予算の執行に係る会計事務から適用し、平成十八年度予算の執行に係る会計事務については、なお従前の例による。  
 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされているこの規則による改正前の岐阜県会計規則に規定する様式については、この規則による改正後の岐阜県会計規則の規定にかかわらず、所要の修正を加え、なお使用することができる。  
 岐阜県年度事業事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

## 岐阜県規則第五十号

## 岐阜県用度事業事務取扱規則の一部を改正する規則

岐阜県用度事業事務取扱規則（昭和三十四年岐阜県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「（以下「本庁各課」という。）の長」を「及び同条第二号に規定する地方機関の長（以下「本庁各課及び地方機関の長」という。）」に改める。

第三条第二項中「本庁各課の長（以下「本庁各課長」という。）」を「本庁各課及び地方機関の長」に改める。

第四条第一項及び第三項中「本庁各課長」を「本庁各課及び地方機関の長」に改める。

第六条中「本庁各課長」を「本庁各課の長」に改める。

第七条第一号から第五号までの規定中「吏員」を「職員」に改め、同条第六号を削り、同条第七号中「吏員」を「職員」に改め、同号を同条第六号とする。

第八条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第九条第一号を削り、同条第二号中「別記第七号様式」を「別記第六号様式」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「別記第八号様式」を「別記第七号様式」に改め、同号を同条第二号とする。

第十一条中「別記第九号様式」を「別記第八号様式」に改める。  
別記第一号様式から別記第三号様式までを次のように改める。

別記第1号様式 (第3条関係)

指 定 物 品 調 達 調 書

本書物品を調達してよろしいか。					年 月 日
出納事務局出納管理課			調達期限		年 月 日
契約先					
TEL.					
年度	年度	会計		款	
項		目		節	
細節					
品目名		単位	数量	契約単価 円	金額 円
				合計	

内 訳 書

出納事務局出納管理課				ページ
品目名	単位	数量	契約単価 円	金額 円
			合計	

別記第2号様式 (第4条関係)

ページ

### 指 定 物 品 交 付 請 求 書

執行機関		交付請求番号	
取扱機関			

本書の物品を購入して下さい。

年 月 日

執行区分		年 度 会 計 款 項 目 事 業 細 事 業 細 々 事 業 節 節 細 節		
品目内訳件数	件			
科目内訳件数	件			
金 額				
交付請求日	年 月 日			

品 目	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)



別記第3号様式 (第4条関係)

## 指 定 物 品 交 付 書

		ページ		担当者印
本書のとおり交付しました。		請求年月日		交付年月日
出納管理課長				
品目	数量	単位	単価 円	金額 円
合計				



別記第5号様式 (第6条関係)

ページ

用度会計支出負担額通知書  
用度会計支出負担額内訳書 (品目別)

年 月 日

執行機関				年 月分
取扱機関				
今回支出負担額通知				
確認日	年 月 日			
確認者				
品 目	単 価 ( 円 )	数 量	金 額 ( 円 )	

別記第五号様式から別記第八号様式までを次のように改める。

別記第6号様式(第9条関係)

年度 年 月 分 税 外 収 入 個 別 表

作成 年 月 日 ページ

執行機関	款項	目部	事業	管理主審	決議等	内訳	業務	決議等	年月日	債 務 者 (納 付 理 由 )	調 定 額 円	収 入 済 額 円	不 納 欠 額 円	収 入 未 済 額 円	収 納 日 期 限	滞 定 状 況		
																	番 号	番 号

ZP095110

別記第7号様式(第9条関係)

年度 年 月 税 外 収 入 状 況 表

作成 年 月 日

ページ

執行機関	会 計
------	-----

--	--	--	--	--	--	--

款 項 目 節 業 業 組	目 名 称	調 定 済 額		収 入 済 額		不 納 欠 攤 額	収 入 未 済 額
		本 月 分	累 計	本 月 分	累 計		
		円	円	円	円		



別記第九号様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十一号

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県会計職員に関する規則（昭和三十九年岐阜県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「出納長」を「会計管理者」に、「職務代理」を「事務代理」に改める。  
第二条に次の一号を加える。

三 出納事務局 岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号。以下「組織規則」という。）第十四条第一項の規定により置かれる出納事務局をいう。

第三条の見出しを「(会計管理者の事務代理)」に改め、同条中「第七十条第六項の規定による出納長の職務を代理する上席の出納員は、出納事務局出納管理課長の職にある出納員とする」を「第七十条第三項の規定により会計管理者に事故がある場合において必要があるときは、組織規則第十九条第一項に規定する出納事務局長の職にある者にその事務を代理させるものとする」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、出納事務局長の職にある者にも事故があるときは、組織規則第二十七条第一項の規定により置かれる出納事務局出納管理課長の職にある者がその事務を代理するものとする。

第四条第一項中「及び地方機関」を「地方機関及び出納事務局」に改め、同条第二項中「及び地方機関」を「地方機関及び出納事務局」に、「吏員」を「一般職の職員」に、「又は地方機関」を「地方機関又は出納事務局」に改め、同項の表に次のように加える。

出納事務局 出納事務局長

第四条第三項中「による出納員」の下に「(出納事務局に置かれる出納員を除く。)」を加え、「吏員」を「一般職の職員」に改める。

第六条第一項中「出納長若しくは副出納長」を「会計管理者」に、「若しくは地方機関」を「地方機関若しくは出納事務局」に改める。

第八条の見出し中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条中「出納長」を「会計管理者」に、「別表第四」を「別表第三」に改める。

第九条第一項の表東濃県税務所の項中「東濃県税務所恵那出張所」を「東濃県税務所恵那県税窓口コーナー」に改め、同表飛騨県税務所の項中「飛騨県税務所下呂出張所」を「飛騨県税務所下呂県税窓口コーナー」に改め、同表岐阜各務野高等学校の項、大垣養老高等学校の項、海津明誠高等学校の項及び益田清風高等学校の項を次のように改める。

加茂高等学校	加茂高等学校白川校舎	加茂高等学校白川校舎における法第七十条第二項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事務に関すること。
恵那南高等学校	恵那南高等学校岩村校舎	恵那南高等学校岩村校舎における法第七十条第二項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事務に関すること。
中津高等学校	中津高等学校恵那北校舎	中津高等学校恵那北校舎における法第七十条第二項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事務に関すること。

別表第一中

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）第二章第一節の規定により置かれる課（総務部総務課、産業労働部情報産業課及び林政部全国植樹祭推進事務局を除く。）及び岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）第二章に規定する課

組織規則第二章第一節の規定により置かれる課、議会事務局、監査委員事務局、監査第一課、岐阜県教育委員会事務局組織規則第三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）第二章に規定する

定によ  
総務課、  
及び岐  
規則(昭  
会規則  
課

に改め、同表総務部総務事務センター、総合企画部市町村課及び産業労働部

情報産業課の項及び林政部全国植樹祭推進事務局の項を削り、同表出納事務局出納管理課の項、人事委員会事務局職員課の項及び労働委員会事務局審査調整課の項中「事務吏員」を「職員」に改める。

別表第二振興局の項及び振興局に置かれる事務所の項中「事務吏員」を「職員」に改め、同表大阪事務所の項を削り、同表産業技術センターの項の次に次のように加える。

機械材料研究所

管理調整担当を命ぜられた上席の職員

別表第二生産情報研究所の項中「生産情報研究所」を「情報技術研究所」に、「事務吏員」を「職員」に改め、同表生活技術研究所の項、中山間農業研究所の項、生物工学研究所の項、森林研究所の項、旅券センターの項、身体障害者更生相談所の項、希望が丘学園の項、子ども相談センター（中央、中濃及び東濃子ども相談センターを除く。）の項及びわかあゆ学園の項中「事務吏員」を「職員」に改め、同表計量検定所の項及び農業改良普及センターの項中「吏員」を「職員」に改め、同表岐阜家畜保健衛生所の項、東海環状自動車道事務所の項、長良川上流河川開発工事事務所の項、宮川上流河川開発工事事務所の項、岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所の項、建築事務所の項、伊自良青少年の家の項、関ヶ原青少年自然の家の項、土岐少年自然の家の項、御嶽少年自然の家の項及び高山陣屋管理事務所の項中「事務吏員」を「職員」に改め、同表ミュージアムひだの項中「総務部長」を「総務課長」に改め、同表岐阜盲学校の項及び岐阜聾学校の項を削り、同表養護学校の項中「養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第三一の項中「事務吏員の職にある」を「職員である」に改め、同表三の項中「九の項」を「八の項」に改め、同表四の項中「県税事務所及び教育事務所」を「及び県税事務所」に改め、同表五の項中「及び八の項」を削り、同表六の項中「上席の事務吏員」を「上席の職員」に、「事務吏員の職にある」を「職員である」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第百六十九号

岐阜県会計管理者印及び岐阜県会計管理者事務代理者印を次のように定め、平成十九年四月一日から使用する。

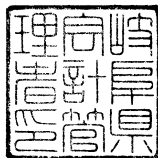
なお、岐阜県出納長職務代理者印及び岐阜県副出納長印の指定に関する告示（昭和四十四年岐阜県告示第百七十九号）は、平成十九年四月一日から廃止する。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 印影

1 岐阜県会計管理者印



書 体 てん書

大きさ 二十ミリメートル平方

2 岐阜県会計管理者事務代理者印



書 体 てん書

大きさ 二十ミリメートル平方

二 公印管理者

岐阜県出納事務局出納管理課長

岐阜県告示第百七十号

岐阜県指定金融機関等の指定に関する告示（昭和三十九年岐阜県告示第百六十五号）

の一部を次のように改正する。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

別表二株式会社十六銀行長良支店の項中「長良養護学校」を「長良特別支援学校」に改め、同表株式会社十六銀行志節支店の項中「岐阜希望が丘養護学校」を「岐阜希望が丘特別支援学校」に改め、同表株式会社十六銀行蘇原支店の項中「生産情報研究所」を「情報技術研究所」に改め、同表株式会社十六銀行関支店の項中「関養護学校」を「関特別支援学校」に、「中濃養護学校」を「中濃特別支援学校」に改め、同表株式会社十六銀行西関支店の項中「博物館」を「機械材料研究所、博物館」に改め、同表株式会社十六銀行白鳥支店の項中「郡上養護学校」を「郡上特別支援学校」に改め、同表株式会社十六銀行土岐支店の項中「東濃養護学校」を「東濃特別支援学校」に改め、同表株式会社十六銀行中津川支店の項中「恵那北高等学校」を削り、同表株式会社十六銀行恵那支店の項中「恵那養護学校」を「恵那特別支援学校」に改め、同表株式会社十六銀行岩村支店の項を削り、同表株式会社十六銀行明智支店の項中「株式会社十六銀行明智支店」を「株式会社十六銀行明知支店」に、「明智商業高等学校」を「恵那南高等学校」に改め、同表株式会社十六銀行西高山支店の項中「飛騨養護学校」を「飛騨特別支援学校」に改め、同表株式会社十六銀行大阪支店の項を削り、同表株式会社大垣共立銀行江並支店の項中「大垣養護学校」を「大垣特別支援学校」に改め、同表株式会社大垣共立銀行白川口支店の項を削る。

平成十九年四月一日印刷  
平成十九年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

印刷者  
印刷所  
定価  
一か年  
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜県尾文芸社